

令和7年度第1回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会  
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議録）

日時：令和7年12月24日（水）午後13時30分～15時30分

場所：大阪市役所地下1階 第8共通会議室

出席者：（来庁）浅野委員、種継委員、鳥屋委員  
野村委員、藤井委員、松井委員  
（Web）佐藤委員、所委員

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

2 議事

- （1）令和7年度大阪市における地域福祉にかかる実態調査結果について
- （2）第3期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について（令和7年3月末時点）
- （3）第4期大阪市地域福祉基本計画について（骨子）

**【議事1 令和7年度大阪市における地域福祉にかかる実態調査結果について】**

（山口地域福祉課長代理）

【議事1】について、資料1-1～1-4に沿って説明

（藤井部会長）

それでは、ただいまの説明について皆さんからご意見あればお願いしたいと思います。

（野村委員）

もしお分かりになれば教えていただきたいのですが、資料1-2の13ページ、44番の成年後見制度などへの意識というところですが、他の質問項目で見えますと、世論に関してはあまり大きな差がない中で、成年後見制度、法定後見制度のところは10ポイントちょっと認知度が低下しているということで、この辺りがなぜなのかなと疑問に思いました。何か想定される理由や把握されている理由などがありましたら教えていただければと思います。

（稗田地域福祉課長）

これまではこの質問自体に制度のご説明や内容を書いておきまして、そこでご理解いただいた方が「知っている」とご回答いただいたケースが多かったかと思われます。

そういった回答を外すために、「この調査以前から知っているか」ということを今回の調

査からお聞きすることになりました。

なので、「知っている制度などはない」のポイントが「51.2」と前回より上がっていますが、これは前回調査の際に「成年後見制度を知っている」に回答した方の中に、「この調査以前から知っているわけではない」方が含まれていたのではないかと考えているところがございます。

(野村委員)

となると、前回はこの質問の中で、成年後見制度の説明を加えていたからそれを読んで「成年後見制度は何か」を知った人も「(制度を)知っている」という回答に含まれていたという分析でしょうか。

(稗田地域福祉課長)

そう考えています。

(野村委員)

ありがとうございます。

(藤井部会長)

他いかがでしょうか。

(鳥屋委員)

資料 1-2 の P4・P5 の「地域住民に対して手助けしたいと思ったこと」、「してもらいたいこと」というところで、囲んでいただいている「災害時の手助け」の所が前回よりも数字が上がっていますが、P9 の「個別避難計画の認知」については、世論と推進役とで大きな開きがあって、市民にはまだまだ知られていない現状は非常に問題があると思っています。

個別避難計画は作成されつつあるけれど、それが上手く活用できていないのではないかという実態があると思うので、個別避難計画の認知度が上がれば、「手助けしたい」「手助けしてもらいたい」の関係も上手くいくのではないかと思います。障がい分野では、特に非常に大きなテーマ、要素だと捉えています。

(藤井部会長)

この項目が加わったということは、こういう調査結果から次期計画での審議ということになるかと思いますが、結果の現状認識みたいなところはいかがですか。

(稗田地域福祉課長)

「災害時の手助け」の「手助けしたいこと」、「してもらいたいこと」、といったところに

については、先ほど鳥屋委員もおっしゃってくださったとおり、個別避難計画をもっといろいろな方に知っていただくことで、お互いマッチングが進むのではないかと、ということがよく理解できたところでございます。

周知に関しても、これまで各区役所の方で個別避難計画の取組などは広報誌などで周知をさせていただいてきたところではございますが、今後もこのような経過を区役所にもお伝えしながら、次の計画にどのように反映していくかを考えていければと思っております。

(藤井部会長)

他いかがでしょうか。

(鳥屋委員)

12 ページの「虐待の通報先で知っているもの」というところで、枠囲みをしていただいている「大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン」についてです。

昔は「8181」で「はいはい」という語呂合わせで支援する側も何となく番号を覚えていたところもあると思うんですが、番号も変わって周知というのが途切れてしまっているのかなと思っております。

土日に連絡できることに意味がありまして、相談支援体制の中でも、役所機能としてというところで非常に重要なので、ここの数字がきちんと上がってくることが大事だというふうに捉えています。

(藤井部会長)

ご意見ということでよろしいでしょうか。

(鳥屋委員)

はい。

(藤井部会長)

他いかがでしょうか。

(所委員)

資料 1-4 で「地域における公益的な取組みに関する実態調査の概要」についてご説明いただきました。社協さんの事務局で実施されたということでしたが、色々気になるところがよい意味で出ていると思えました。表題にあるように実態をつかむための調査なんですけど、ご協力いただいた団体から出てきているご意見や現状の捉え方について、調査にご協力いただいた団体に共有して、団体や地域の中で協働して取り組んでいけるようなことに繋げていくといった、実際のアクションに繋げていけたらよいと思えます。

地域福祉における調査は、実態を掴むだけではなく、実際のアクションに繋げていくというところでもとてもいいというか、「ここから切り込めそうかな」というような点がいくつか見受けられたので、これを生かして繋げていただければいいのではないかと考えて拝見していました。

(藤井部会長)

公益的な取組の施設法人については、区ごとに連絡会みたいなものはありますか。

(稗田地域福祉課長)

施設協議会自体は大阪市全体でもありますし、区でもございます。区社協が主体となって各施設の方々を呼んで協議会というような形で情報共有などをしてくださったりしております。

今回、先ほど所委員がおっしゃってくださったように、この取組のメリットを2ページにたくさん書いています。

積極的に取り組んでくださっているところは、効果やメリットについてもとてもわかりやすく書いてくださっています。また、取組はまだ難しいと思っているところも、こういう効果があることがわかることで、自分たちの取組もプラスの方向で進めていただけるきっかけになるのではと思っているところでございます。

この資料は社協の方で取りまとめて多くの方々に周知していただく予定となっておりますので、またこれで公益的な取組が少しでも前に進んでいけばと思っているところでございます。

(藤井部会長)

重要な調査ですね。松井委員、何かありますか。

(松井委員)

資料1-2の10ページ、34番の質問20で、「住まいの確保に関すること」の選択肢に囲いがあるのですが、高齢者の住宅事情に関しまして、認知症や障がいの方などが家賃の滞納などにより、やむを得ず住居の転居を強いられるという問題がよく聞かれるようになったと感じております。

今年度10月から居住のサポート住宅という新しい制度ができました。まだ開始して二か月ほどで、エビデンスや成果はなかなか聞こえてこないですが、大家さんのお立場からの不安なご意見を聞いたこともございます。認知症の初期症状が出て、滞納やゴミの問題などがあり、家を出なくてはいけないという問題が多くなったように思いますし、また、おひとりで身寄りがなく、サポートも拒む高齢者も数多くいらっしゃいますので、住宅に関して何か新しい情報があればいただきたいなと思います。

(藤井部会長)

ご質問ですね。

(稗田地域福祉課長)

松井委員がおっしゃってくださった、地域の中でも認知症の方などが居住に関する安心を得られるようにということで、この10月から「居住サポート住宅」という制度として、大阪市の方でも受付を開始させていただいたところでございます。大阪市では申請はまだございませんが、他市町村では少し申請があったと聞いております。

大阪市では、この制度に加えて、居住支援協議会を今後作っていかうという動きがあり、住居確保に苦慮する方々と居住支援法人や相談支援機関の顔の見える関係を作っていきたいと考えているところでございます。

(藤井部会長)

居住支援の問題は、高齢者の身寄り問題で今かなり強調されていますが、元々は、障がいのある方がお一人暮らしする際やシングルマザーの方の居住の確保などと言われてきました。居住支援というのは、全分野に渡って実は関係してくるのですが、高齢者の身寄り問題で着目されているので、どこまでの幅の広さでこれを捉えるかが今後課題になってくると思います。

もう一つは、緊急一時保護から居住確保までがずっと繋がっていて、しかも制度横断的であるということ。幅広く捉えれば地域福祉の課題といえますか、非常に今後注目される分野ですね。他いかがでしょうか。

(鳥屋委員)

住まいの確保に関する事で、障がい者が賃貸を借りる時に、やはり断られることがある。不動産会社も保証会社も漠然とした不安があって断るケースが非常に多いと感じます。居住支援法人と保証会社などが顔の見える関係で進めていこうとすると、居住支援協議会が大阪市で1個では実際厳しいだろうと思うので、今後、各区レベルで居住支援協議会を作っていきながら、お互いのことを理解して住まいの確保ができるように進んでいくことを強く望んでいます。

(藤井部会長)

事務局いかかでしょうか。

(近藤生活困窮者支援担当課長)

居住支援協議会の法の建付けとしては、市町村での設立となっております。ですので、法

的な根拠で言いますと大阪市に一つになるのですが、おっしゃるように大阪市は母体が広いので、各区レベルで居住支援法人や不動産関係団体、福祉関係団体同士が顔の見える関係を築けるよう、各区と連携しバックアップしていきたいと考えているところでございます。

(藤井部会長)

これも次期計画の議題になるでしょうね。

それでは次の議事に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

## 【議事 2 第 3 期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について（令和 7 年 3 月末時点）】

(山口地域福祉課長代理)

【議事 2】について、資料 2-1～2-4 に沿って説明

(藤井部会長)

中核的な取組の資料 2-2 と、全体の評価指標の資料 2-1 についてご説明いただきました。主にこのあたりでご質問やご意見をいただきたいと思います。

(野村委員)

資料 2-2 の 2 ページについてです。

複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実というところで、「つながる場」やスーパーバイザー事業など、様々な取組をしていただきましてありがとうございます。

各区からは「つながる場」やスーパーバイザーによる助言の効果が高いということをお聞きをしているのですが、このようにまとめて提示をいただくとよりわかりやすく伝わるかなと思いました。

その中で大変重要な取組をされているということと、お忙しい中で区が主体となって「つながる場」を開催しているということで、現時点でも重要ですが、さらに今後課題として挙げていただいているところも含めまして、これは意見ということをお聞きいただければと思います。

「つながる場」というのは、どうしても目の前の大変深刻な課題や、いわゆる支援困難事例などが検討の事例として挙がりがちですが、やはりその中で予防的な支援についても検討するという事は非常に意味があると考えています。

地域課題について話し合う場というところで、予防策の検討を行っている区も複数ある点ですとか、また、地域課題まで広げて検討しているところが見られ始めていますが、まだまだ数としてはおそらく少ないだろうと思います。

これから地域の中で住民も巻き込みながら、どのような地域を作っていくのかということが非常に重要な点で、そのためには「つながる場」にもう少し地域関係者の姿が見えてもいいのかなと思っています。

深刻な課題であればあるほど専門職が集まり地域の姿が見えない、ということが実情としてあると思います。将来の地域作りや参加支援というところにも地域の力が必要になってきますので、そのあたりを見据えますと、地域側の担い手の参画というところも少し意識をしていただきたいなと思っているところです。

加えまして、地域の担い手に参加をしてもらうためには、事前相談でスーパーバイザーがその必要性を認識しておく必要があると考えています。スーパーバイザーの皆様もお忙しいので、集まって認識を共有する時間がなかなか取れないかと思うのですが、この事業が開始してもう数年経っていますので、スーパーバイザーからの地域を見据えた助言や関わりということについて、共通認識を持てるような場というのをご検討いただけると大変ありがたいなと考えております。

(藤井部会長)

事務局何かありますか。

(稗田地域福祉課長)

「つながる場」に関しましては、制度ができてから7年程経っております。野村先生には「つながる場」の研修や「つながる場」にご参加いただき、24区役所と地域との関係性や、民生委員さんなども含めた地域での支援の仕方ということにもアドバイスをいただいているところがございます。

我々といたしましても、このような地域課題について話し合う場について、令和7年度の実績のところに少し入れさせていただいておりますが、地域住民が自ら課題を提起し、同様の事例が起きないように自分たちで何ができるかを検討する動きがありました。その課題提起を受けて、相談支援機関や区役所などの関係者が協力し、対応策を話し合う場が生まれてきております。今後、こうした事例を各区役所にも共有し、取組を広げていくために、局として支援していきたいと考えているところがございます。これからもよろしくお願ひいたします。

(藤井部会長)

7年経って徐々に充実をしてきて、他機関連携が少し前に進んでいる。野村委員のおっしゃっていることは、次の段階のことですね。「事後的な対応」から「予防的な対応」へということと、ケースの積み重ねを課題化して、その仕組みや何かを作っていくということですよ。

住民参加の方法と多機関協働をどのように組み合わせるのかというのは、どうしても個人情報保護の問題がありますので、そこは再度十分な検討が必要なのかなと思います。また、住民が参加すると予防的になるというのも確かなんですが、課題を資源開発などに結びつけていくことは結構言われてるけれども実に難しい。行政が庁内連携の中で制度の柔軟運

用などをしていくことも資源開発ですし、居場所作りや何らかの連携の仕組み作りというのは、民間と住民が協働しつつ作っていく資源開発なんです。なので、取組方法の開発が同時に行われないと口では言うけれども実現できてないというのが全国的な状況なんです。これはちょっと次の研究課題ですね。貴重なご提案でした。他いかがでしょうか。

(松井委員)

資料 2-1 の全体の評価ところで、P1 の (2) 地域活動への参加の促進についてです。令和 4 年度の数値で「地域活動に関心がある」は 57.6%で、「参加したことがある」は 17.6%と記載があります。関心があるならぜひ参加してほしいと思うのですが、関心があるのに参加したことがないという方々をどうしたらもっと地域の活動に参加してもらえるのか。夏祭りや運動会などいろんな活動を一生懸命地域の方々が担っておられるのですが、皆さんかなり高齢化なさっていて。例えば、3日間夏祭りをしていたのを縮小して1日のみの開催や時間を短縮したりなど、次世代の担い手の育成に地域の役員の方々たちが本当に苦勞なさっているお話をよく聞きます。

次の若い担い手の方々にぜひ参加していただきたいと思うのですが、皆さん、今は定年が 55 歳から 60 歳、65 歳になり、70 代、80 代間近まで働いてらっしゃる方々も地域にたくさんおられ、なかなか地域の活動は手伝えないとおっしゃる方もいらっしゃいます。また、30 代、40 代の方々も、子育てと仕事で地域の活動はできないとはっきりおっしゃいます。小学校や PTA の活動も参加いたしません、子ども会にも入りませんとおっしゃる若いご父兄からもお話を聞かせていただいたことがあります。

今後、防災のことや地域活動のことなどで顔の見える関係性作りや良好な関係作りを目指さないといけないのは重々分かっているのですが、課題があまりにも多すぎて、何か先生方の良いご意見をお伺いしたいなと思います。

(藤井部会長)

松井委員のご意見は貴重なご意見ですが、次期計画の時に議論しましょう。

昔は自営業者と専業主婦と高齢者が多かった。今は自営業者が 3 分の 1 に減り、女性は働きに出る人が多くなった。高齢者はやっと 70 歳ぐらいから暇になる。そうになると、担い手がもう完全にいなくなっているんですね。「担い手がいない時代の地域作り」をどうしていくのか、いよいよ真剣に考えないといけない時代になってしまったということ。これはまた次期計画への宿題ですね。

(松井委員)

地域力アップのためにもお願いします。

(藤井部会長)

他いかがでしょうか。

(種継委員)

高齢者を支える分野ですと、昨今やはり「介護と仕事の両立」が課題で、現役世代が必要な時にすぐに社会資源に繋がればよいのですが、先ほどの世論調査(資料1-2、6番「地域福祉活動で知っているもの」)で、「認知症の人の居場所づくりに関する活動」の回答が7%程度との調査結果でした。全世代で調査しているので(回答率が)低いのは致し方がないのかなとは思いますが、40代から60代の介護現役世代の方々の調査結果が分かればよいなと思いました。

介護と仕事の両立において、40代から60代の方が必要としている情報や、その情報をどのように提供するのがよいかの検討に繋がれたらと思います。

(藤井部会長)

事務局、何かございますか。

(稗田地域福祉課長)

今回は全体の結果だけをお示ししておりますが、全体の調査結果などは手元にご覧いただけますので、年代別の調査結果をお調べして次回の計画策定部会等でお示しできればと考えております。

(藤井部会長)

ITとかAIなどを含めて、考えないといけない時代になってきていますね。今後審議する際にこのデータなどは必要になってきますので、ぜひお持ち帰りいただいてよく見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次の議題に参りたいと思います。では事務局から説明をお願いします。

### **【議事3 第4期大阪市地域福祉基本計画について(骨子)について】**

(稗田地域福祉課長)

【議事3】について、資料3に沿って説明

(藤井部会長)

骨子案に書かれていることへの質問やご意見でもいいですし、次期計画に何を盛り込まないといけないのかというご意見などもいただければと思います。

(種継委員)

成年後見制度が大きく変化する中で、身寄りのない高齢者支援との関連性も高まってい

ますが、成年後見の終了などの大きな制度改正などについて、次期計画にも連動すると思っています。世論には十分伝わっていないのかなと感じています。

かなり大きな制度改正と思っているのですが、市民の方にどのように知っていただくかということも次期計画の中で盛り込めたらよいのかなと思います。

(藤井部会長)

成年後見制度そのものをどういうふうに捉えていくのか、その中で具体的な改正がまた行われているので、それ込みでどういうふう理解をしていくのか。後で野村委員にご意見を伺いたいと思いますが、意思決定支援を重視する方向ですね。

それと、国の方でも言われている、権利擁護支援を基盤にして総合相談支援体制を構築していく（ブリッジをかけていく）ことが、他市でも出てきている。

大阪市においても、総合相談と権利擁護にどのようにブリッジをかけていけるのかということとは大きな課題と思っています。野村委員いかがですか。この二人の意見を合わせて。

(野村委員)

委員長がおっしゃったように、これから新たな動きに合わせてどんな形で既存の取組を連結・関連させながら発展させていくのか、またその発展というのは、実態に即してどのように合わせていくのかというような視点が次期計画には求められるのかなと思っています。

その視点から言いますと、例えば「居住支援の強化」というところに関しましては、住まいの確保に困難を要する人が増えるということは何となく漠然とわかっていることなんです。具体的にどうするのかということについては、この地域福祉基本計画だけではなくて、住宅審議会との連動も必要だと思いますし、おそらく連動させるという時には、庁内の関連部局との連携というの強化しなければいけない時期に来ているのかなと考えています。

住まいの確保で特に困っているのがやはり出所者の方ですので、そう考えた時に再犯防止計画を地域福祉計画に位置づけるという市も出てきています。地域の実情に応じて地域福祉基本計画を策定するとなった時に、大阪市の場合はどこに重点的に力を入れて進めていくのかということも検討が必要なのかなと思います。

(藤井部会長)

再犯防止計画も同じことを言っていますよね。他いかがでしょうか。

(鳥屋委員)

今期計画でも防災のところはクローズアップされていますが、次期計画はさらに重要になってくると思います。例えば、在宅避難に対してどう支援やサポートができるか、などもいるのかなと思います。

災害基本法の改正もあって、避難所での福祉サービスの提供というところで、より一層防災と福祉が連携した形で、いろんな指標も含めて出して、どう連携できているかみたいなことを入れていくなども考える必要もあるのではないかと思います。

福祉避難所について、先ほどの資料2-1の3ページの中で、福祉避難所登録箇所数が、この5年間で20ヶ所程増えているが、直近の2年では数ヶ所しか増えていない。いわゆる福祉事業所の福祉避難所だけでは難しいだろうということを考えると、例えば茨木市では高校と福祉避難所の協定が締結されていたりするので、福祉避難所の捉え方や福祉避難所を本当の意味で活用するためにはどうしたらよいかというようなことも次期計画には盛り込んでいかないといけないのかなと思います。

(藤井部会長)

検討課題ということでお聞きしました。他いかがでしょうか。

(浅野委員)

災害時における要援護者の支援ということで、訪問介護とかでしたら、夜は特になかなか独居の方を助けに行くということが難しい。運営指導などでもBCPの継続計画の際に、どうやってその人に自主避難をしていただくかということも説明いただいています。

大阪市は特に西成区、東淀川区、生野区などは高齢者人口が多かったと思います。そういうところと、あと淀川区はどうしても水害の危険性が高い。西淀川区は防災への意識が高い地域も多い。BCPの計画でハザードマップなどの活用を見ている、やはり区によって地域によって差があるなと感じています。そういうところをこれからどうしていくのか、高齢者だけでなく障がい者の方もどうやって避難するのか。

例えば茨城市では10年ぐらい前に、地域にどのような方々が住んでいて、どのような支援が必要なのか、実際に地域を回って確認するという調査が行われ、その調査に介護福祉士会も声をかけられて調査協力をしたことがありました。

それを大阪市でしてくださいとかではないのですが、障がい者や高齢者の状況把握と支援の準備は重要であり、平時からの災害への対応にもう少し力を入れていただきたいと思っています。BCPの計画では訓練も義務づけられていますので、そういうところを大阪市もしっかりとやっていかれるのかどうか、もう少し地域の方に情報として出していただけたら良いのではないかと思います。

(藤井部会長)

災害と福祉を計画の中でどのように、どの幅で考えるのか、言い換えれば、平常時も災害後の再開時もケア基盤をしっかり守っていくということが重要なんですね。それを先ほどのBCPみたいに法人の自己努力だけでなく、地域全体で子ども・障がい・高齢などの幅広い対象者のケア基盤をどう守っていくのか、大きく捉えればそういう課題にもなります。

これは今後どこまでのご検討になるかということだと思います。他いかがでしょうか。

(浅野委員)

基本目標2の「福祉人材の育成確保」について、先ほどの資料1-4の公益的な取組みに関する実態調査とも私個人的にはリンクするかなと思っているのですが、アシスタントワーカーについて、大阪市は10年ぐらい前から取り組まれています。このアシスタントワーカーの定義が曖昧ではないかなと以前から少し感じています。

資料1-4のような公益的な取組みの中で施設を知ってもらおうという取組をされているのであれば、地域の方にアシスタントワーカーのことを広く周知していくということも期待したいところだと思います。多様な世代の方に介護を担っていただくという国の施策もありますので、アシスタントワーカーの層をどう厚くしていくかということに、もう少し本腰を入れて取り組んでいただけたらありがたいかなと思います。

なぜこういうことを言うかということ、先ほどの資料に書いておられたんですが、アシスタントワーカーを養成した結果というのがなかなか数として期待するほどは上がっていないと思います。皆さんはすごい努力をされているのを知っていますが、もう少し結果に繋がるような施策の取組が必要で、「ただやっている」というだけのように感じてしまうところもあるので、現場の人の疲弊感を考えた時に、間接業務との役割・分業というのをもう少し地域に分かりやすく周知していくことも、地域での基盤づくりや地域の強化につながっていくのではないかと思いますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

(藤井部会長)

他いかがでしょうか。所委員、佐藤委員、何かございませんか。

(佐藤委員)

国の動向として「居住支援の強化」というところがあると思うのですが、今回、大阪市さんがいろんなところにヒアリングに行かれたりされていると思うのですが、現場でやっている者の肌感覚として、全国であるような居住の問題と大阪市独自の問題というのがきつとあるかと思うんですね。その辺りについて、今後、次期計画の中で強調していく部分ですか、現状における課題みたいなものがあれば教えていただければなということが一つです。

もう一つ、昨今、毎日のように全国で詐欺問題等が起こっていると思うのですが、障がいの方や高齢の方、生活困難な方が詐欺に遭われるケースというのが最近目立つんですね。これについて、地域課題として何か取組みたいなものができる何かいいのかなと考えたりしています。

おそらく孤立の問題なども含まれてくるのかなと思うのですが、警察などで認知されている件数と、詐欺に遭っても言えずに自分の中で収めている方というのは実際たくさんお

られるし、被害届を警察に出しに行ってもなかなか受理してもらえないという話も聞きます。そういった問題も含めて何か取組みたいなものがあるのかどうかを聞いてみたいと思いました。

(藤井部会長)

2つの質問ですけど、いかがでしょうか。

(近藤生活困窮者支援担当課長)

前半の居住支援の市独自の課題についてですが、佐藤委員がおっしゃっていたように、居住支援の課題について現場でどのような課題があるのかを各区にヒアリングを行いました。多かったお声としては、世帯で住居に困っている方にマッチングできる住居が少ないことは1つの課題としてであると聞いております。

先ほど顔の見える関係作りとありましたように、関係者の顔の見える関係を作るということを考えるとしても、大阪市には居住支援法人の数が150程あり、市レベルでは顔の見える関係づくりがなかなか難しいため、各区レベルでの関係づくりを支援していくことが今後の課題になってくると考えているところでございます。

(稗田地域福祉課長)

先ほど佐藤委員のおっしゃった消費者の方々の被害ということですが、毎年警察署の方と連携しておりまして、警察から地域住民の方々へビラを作っていただいております。それを地域福祉コーディネーターさんや民生委員さんにお渡しさせていただきまして、日頃からの地域住民の方へお声掛けや、何かあった時にはご連絡くださいということで案内をさせていただいているところでございます。

また、消費者センターにおいては、詐欺防止ステッカーを玄関に貼ってもらう啓発活動や地域住民の方々が集まる場に消費者センターの者がお伺いして、詐欺被害防止の研修や講座などもさせていただいているところです。

(河北相談支援担当課長)

先ほどの消費者被害の件につきまして、少々補足をさせていただければと思います。私どもの権利擁護支援のネットワークとして、成年後見支援センターや各種関係機関で協議会を構成しておりまして、消費者センターもそのメンバーの構成員に入っております。今年の総会でも、先ほど申しあげました詐欺被害防止の講座については、他の構成員(例えば事業所関係者など)の多くの方々が関心を持っておられました。

高齢者や障がいのある方は被害に遭いやすい側面がございますので、今後も引き続きネットワークによる情報共有と連携体制の構築を進めていきたいと思っております。

(佐藤委員)

結構切実な問題が多いので、ぜひともよろしくお願いします。

(藤井部会長)

僕も同感です。かなり切実な問題ですね。続いて所委員、ございますでしょうか。

(所委員)

基本理念の「誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」というところで、本当に「誰もが」というところを考えた時に、厳しい状況にある方たちのところにはしっかりと手が届くことが大切であるとともに、その方たちも一方的に助けられる対象として地域の中にいるのではなく、地域の中にその方たちも関わっていけることが大切だと考えます。

大阪市さんの場合は、再犯防止計画は別で計画されていますが、私が関わっている堺市や枚方市は地域福祉計画と一体的に作成をされています。

堺市では地域福祉に係る専門職の方や活動者の方の協働を進めるための人材研修を10年ほど取り組んでいるのですが、その中で出てきた課題なども踏まえて、今年度からは地方更生と地域福祉関係者の共同研修というのを立ち上げて、取り組み出したところです。

罪を犯した方たちを実際に見ていると、高齢者や障がいをお持ちの方、生活に困窮されていた方や若者たちも決して少なくなく、もう少し早くできることはなかったのか、ということが同時に見えてきます。

また、被害者の支援はもちろん大切ですが、同時に、被害を受ける方を作らないために再犯をどうすれば防ぐことができるのかということを考えることが大切です。安心して暮らしていけるということは、罪を犯してしまった方の背景を見てもとても大切なことです。共生社会を意識していくのであれば、関連する計画や取組としっかりと連動していることを地域福祉計画の中で書き示せたら良いのではないかと思います。

先ほどご紹介いただいた調査結果(資料1-2、P7、「地域福祉活動に求められていると感じること」の選択肢で「地域防災及び防犯などに関する活動」)について、前回よりもポイントが上がっているとのことでした。大阪市は防災と防犯が1つの問いになっていますが、これを今後分けて見ていくのがよいのかは現時点では意見ができませんが、いずれにしても「不安」が高まっているということについて、丁寧に取り組むことが大切だと考えます。

地域福祉だからこそできることもあると思います。専門職の方たちも、「わからないことからくる不安」があるのかなということが、他市での取組で見えてきたところがあります。現段階で具体的に「必ずこの言葉を入れてほしい」ということは表明できませんが、先ほどのお話を聞きして補足なりますが意見としてお伝えしたいと思いました。

(藤井部会長)

ありがとうございました。時間も迫ってまいりましたので、残るご意見がありましたら事

事務局宛にメールをお願いいたします。私の方から簡単に本日のまとめと、私の方も意見がございましてお伝えしたいと思います。

全般的には前の調査と比べて、コロナからの回復というところはだんだん見られてきたのかなと思いますが、その一方で、社会の単身化やそれに伴う孤立や孤独といった身寄りへの支援という社会構造が変わっていく中で、待ったなしの対応が迫られる課題が出てきました。

それともう一つは、行政職員もそうなのですが、福祉現場も地域そのものも、担い手がいなくなってきたということを地域福祉としてはどう捉えていくのかという課題。これは全分野の課題ですけど、特に地域のところでの捉え方ですね。これが非常に大きい。また、災害の対応をより深く考えないといけない時期に来ているということです。

その上で私の方から3つのお願いとともに、課題も述べたいと思います。

1点目は、本計画は大阪市全体の計画なのでなかなか言及はしづらいんですが、やはり地域福祉の実際の現場は、先ほどの居住支援協議会もそうですが区の対応になってきます。区の地域福祉計画・福祉ビジョンの推進体制がまだまだやっぱり率直に言って弱い。この部分を教科書的な推進という意味でなくて、区の実情に合わせた強化策みたいなものをどこで検討しどこでそれを強化していくのかという課題は、この計画と関連してあろうかと思えます。

2点目は、地域福祉というと、どうしても憲法第25条（生存権）のセーフティーネットという意味合いが強い。セーフティーネットはしっかりと作っていかないといけないんですが、「誰もが」や「みんなが参加をして作っていく」ということになると、それは憲法第13条の幸福追求権なんです。なので、コンセプトとして「みんな希望実現や幸福追求しながら、セーフティーネットもしっかり作りながらみんなを取り組もう」というようなことが、担い手不足や少子高齢化の時代にはより求められているのではないかと。課題ばかりだと暗くなりますのでね。何か、そういうことが次期計画には必要かなと思います。

3点目は、これは私個人のお願いになります。できたら次期計画は6年計画にしてほしい。障がいの計画と高齢者の計画に合わせるという趣旨で3年計画であることは承知していますが、地域福祉の3年計画は忙しすぎる。障がいや高齢の計画は資源整備計画ですので、国も3年で求めます。地域福祉は専門職との連携も住民協働も自発的なもので、自発性を促進させていくのは3年計画ではちょっと逆にしんどいかなと。ですので、6年計画にして、3年の中間見直しを、今より少し軽くしながら行うなどはいかがでしょうか。事務局も計画の進行管理に注力しつつ、前半3年、後半3年でそれぞれ障がいや高齢の計画などとすり合わせを行うなど、そろそろ大阪市の地域福祉計画もできたらそういうことをご検討いただけると委員長としてはありがたいなと思うところがございます。

それでは本日の議事が全て終わりましたので、進行を事務局にお返しします。